

# 「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」策定(改訂) 案に対するパブリックコメントの募集結果について

## 1 概要

平成21年に策定した「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」策定から13年が経過し、現状に即した協働の在り方を見直すため、本指針の改訂を進めてまいりました。

このことにつきまして、市民の皆さまからの御意見を募集した結果、3人の方から6件の御意見が寄せられました。

いただいた御意見等の概要及び御意見等に対する市の対応について、次のとおり公表いたします。御意見をお寄せいただきました皆さんの御協力に、厚く御礼申し上げます。

## 2 意見募集の概要

### (1) 募集期間

令和5年1月19日(木)から令和5年2月8日(水)

### (2) 募集方法

直接持ち込み、郵送、ファックス、電子メール、インターネット

### (3) 周知方法

備え付け(市民課市民協働推進係、吉田・三間・津島支所、市内各公民館)  
市ホームページ、市公式 SNS

## 3 結果

### (1) 意見の提出方法

提出者合計		3人
内訳	持ち込み	0人
	郵送	0人
	ファックス	0人
	電子メール	0人
	インターネット	3人

※無記名等の書類不備による無効0人

### (2) 意見等の概要及び市の対応(No.1からNo.6)

- A 指針に関する事 No. 1
- B 各章に関する事 No. 2~4
- C その他 No. 5~6

## 目次

項目	分類	件数	頁
NO.1 指針について	A	1	3
NO.2 第3章 協働の考え方(宇和島市の地域課題解決に向けた協働のイメージについて)	B	1	3
NO.3 第3章 協働の考え方(宇和島市の地域課題解決に向けた協働のイメージについて)	B	1	3
NO.4 第3章 協働の考え方(協働の領域について)	B	1	4
NO.5 第3章 協働の考え方(外部人材の活用について)	C	1	4
NO.6 第4章 協働を推進する体制づくり(多様な主体による連携の強化について)	C	1	4
合計		6件	

## NO.1 「指針について」

意見等の概要	1	このような指針をしっかりとつくり、広げてほしい。
市の対応	多様な主体(市民・行政・自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、企業団体、外部人材等)が様々なネットワークでつながりを持ち、地域に関する課題や、特色・強み等を互いに共有し、支え合うことが大切であり、多様な主体の力をお借りしながらそのための環境づくりを推進してまいります。	
その他		

## NO.2 「第3章 協働の考え方」

### (宇和島市の地域課題解決に向けた協働のイメージについて)

意見等の概要	2	「すべての人が住みやすい宇和島の実現」の副題に、自分たちの手で住みよいまちにしようといった表現があり、自分事化できると良い。課題を解決するのは市民みんなで取り組む意識づけができると良い。
市の対応	「すべての人が住みやすい宇和島の実現」のためには、個々の主体だけではなく、多様な主体がそれぞれの得意分野を生かして互いに助け合うことで地域課題の解決につなげていくことが重要と考えます。これは、同章(協働によって期待される効果)の項目にて、すべての人にとって期待される効果として挙げさせていただいております。	
その他		

## NO.3 「第3章 協働の考え方」

### (宇和島市の地域課題解決に向けた協働のイメージについて)

意見等の概要	3	市内には多様な支援機関がある中で、指針にある中間支援とは、コーディネート機能が主なものになるか。
市の対応	本指針における中間支援とは、「協働のまちづくり」を推進する上で、多様な主体同士の活動に向けて、中間的に支援する役割として、情報提供、相談、研修、ネットワークづくり、政策提言の役割を担っていくものと考えております。	
その他		

**NO.4 「第3章 協働の考え方」  
(協働の領域について)**

意見等の概要	4	「連携して活動を行う」とあるが、「連携・協力して活動を行う」としてはどうか。
市の対応	本指針における連携して活動を行うことは、多様な主体が互いに共通する課題の解決や目的の実現のために、対等な立場でともに力を合わせて活動することと考えており、御意見にあります協力についても含まれていると考えております。	
その他		

**NO.5 「第3章 協働の考え方」  
(外部人材の活用について)**

意見等の概要	5	市外にも宇和島出身者や宇和島に来たことのある関係者がいる。それぞれの特性や得意分野で貢献していただける応援団のような仕組みがあると良い。宇和島の子ども達との交流し、発信することで宇和島の魅力を増やしていくと良い。
市の対応	本指針は、協働のまちづくりを進めていく上での理念を差し示しているものです。御意見を参考としながら、指針に沿って、多様な主体がそれぞれの得意分野を生かし、互いに助け合いながら、協働の取組を進めてまいります。	
その他		

**NO.6 「第4章 協働を推進する体制づくり」  
(多様な主体による連携の強化について)**

意見等の概要	6	青少年育成の事業において、地元コミュニティラジオをもっと活用した方が良い。
市の対応	本指針は、協働のまちづくりを進めていく上での理念を差し示しているものです。御意見を参考としながら、指針に沿って、多様な主体がそれぞれの得意分野を生かし、互いに助け合いながら、協働の取組を進めてまいります。	
その他		